

○視聴覚教材の利用等に関する規則

昭和60年5月16日
福岡県視聴覚教育協会

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、福岡県視聴覚教育協会(以下「協会」という。)が県民の学習の用に供するために管理するビデオテープ、十六ミリフィルム等の視聴覚教材(以下「教材」という。)の利用等について定めることを目的とする。

第二章 教材の利用

(利用の条件)

第二条 教材は、その利用が次の各号に掲げる条件に該当し、かつ、利用者が適正な学習計画を有する場合に利用することができる。

- 一 特定の政党及びその他の政治活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。
- 二 特定の宗教及びその他の宗教活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。
- 三 営利を目的とするための利用ではないこと。
- 四 協会会長(以下「会長」という。)の承認を受けた場合を除き、教材又は教材と併映する映画等の映写に当たって、観覧料その他これに類する費用を徴収しないこと。
- 五 教材の管理に支障があると認められる利用ではないこと。
- 六 その他公共の福祉に寄与しないと認められる利用ではないこと。

2 教材のうち十六ミリフィルムを映写するときは、映写機の操作技術を習得するための講習を受講した者又はこれと同等以上の操作技術を有する者が、良好に整備された映写機を使用して行わなければならない。

(利用の手続)

第三条 教材を利用しようとする場合は、別に定める教材借用書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用期間)

第四条 教材の利用期間は、貸出しの日から起算して七日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、この期間を変更することができる。

(利用報告)

第五条 利用者は、教材を返却するときに別に定める利用報告書を会長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第六条 教材の運搬及び利用に要する費用については、別に定める。

(事故報告)

第七条 利用者は、教材に関し、滅失、著しい破損又はその他の重大な事故が発生したときは、直ちに会長に報告し、その指示に従わなければならない。

(教材の弁償)

第八条 利用者は、教材を故意又は重大な過失によって滅失又は破損したときは、現品又は会長の定める相当の代価をもって弁償しなければならない。
(違反に対する措置)

第九条 教材の利用に関して、この規則に違反し、その他不都合の行為があった場合は、一定期間教材の利用を停止することがある。

附 則

この規則は、昭和六十年五月十六日から施行する。

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。